ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める要望意見書

昨年末に成立した、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備や、ギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めています。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところであります。

これまでにも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してきませんでした。

よって、国及び関係機関におかれましては、ギャンブル等依存症の実態把握を 進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的 強化に取り組むため、下記の事項を実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当 省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存 症対策の十分な実施が望めません。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画 立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施 方法を早急に検討すること。
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められております。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みとあわせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長